

平成24年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成24年6月15日 午前10:00

○散 会 午前11:40

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市長 石川光男	副市長 鑑利行
教育長 肥田野耕二	総務部長 山口義光
市民生活部長 根一	福祉保健部長 鈴木司
産業建設部長 児玉俊幸	水道局長 菅原龍太郎
教育部長 鎌田雅樹	会計管理者 川上護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸村公明	総務課長 藤原貞雄
財政課長 鈴木利美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤正	議会事務局次長 畠山靖男
------------	--------------

平成24年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成24年6月15日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、15番西村 武議員、3番児玉春雄議員、19番佐々木嘉一議員、2番大谷貞廣議員の順に行います。

15番西村 武議員の発言を許します。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 皆さんおはようございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成24年度第2回定例会において一般質問の機会を与えていただきましたことに対し、感謝を申し上げたいと思います。また、日頃、市政発展のため、ご努力をされております市当局の御労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして順次質問致しますので、市長はじめ関係当局の誠意ある答弁を求めます。

新庁舎建設については心より期待をしている一人として質問をさせていただきます。

先般の臨時議会で庁舎建設用地取得契約も可決され、いよいよ建設に向け本格的に取り組んでいかなければならないと思います。市民の皆様とともに心より期待し、また、お慶びをしたいところでございます。

さて、合併特例債も5年延長の話もありましたが、いまだ決定的なものでもなく、特例期間、平成27年3月まで速やかに完成させるべきと思います。よって、今後のスケジュール等についてお伺いを致します。

その1と致しまして、庁舎完成までの日程、つまり工程全般についてお伺い致します。

また、基本設計を行う際にどのような方法で行うのか。これは市長の行政報告でもプロポーザルで行うというようなことがわかりまして理解をしておりますけれども、今一度お答えをいただきます。

また、設計業者の選定方法は。これは指名にするものか公募で行うものか、その辺のところも少しお答えをいただきます。

プロポーザルによる場合、つまりその提案型でございますので、構想及び計画についてはどのように審査をするのか、その点についても伺います。

また、基本設計と周辺道路計画は同時に行うものか。

その5点について市長はどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。

新庁舎は発展する潟上市民のシンボル、または憩いの場となるべく、一番大事なことはやはり市民の利便性と情報発信の場となりますよう心より期待をしておりますので、あわせてそのご所見を伺います。

次に、地産地消の推進について。

食菜館くららがオープンして、はや1年が経過し、先般1周年記念事業でも大勢の方々にぎわったと聞いております。心よりお祝いを申し上げます。

元来、食菜館くらは地産地消取組支援事業としたものであり、これもまた、これまで多くの地元生産者が物品や食材を提供してきたことは承知しております。利用者の話では、午前中のうちに食材が売り切れてしまい、午後になると品数が少ないということが多々耳にします。本市の場合、十文字道の駅をモデルに営業を開始した経緯もあり、十文字道の駅では午前中に売り切れとなったものは生産者に再度納入依頼し、食材の安定供給に努めているため、売り上げも年々上昇しているそうでございます。食菜館くららでは、実際のところどのようなのかお伺いします。

まず1として、食材の安定供給への対応は万全なのか。

二つ目と致しまして、生産者の意見交換など実施の考えはあるのか。

三つ目と致しまして、更なる地産地消推進の考えをあわせてお答えをいただきたいと思えます。

以上3点ですが、これらに対し市長はどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。

次に、成人用肺炎球菌ワクチン定期接種化についてお尋ねを致します。

高齢者の死亡率が高い肺炎は、我が国では、がん、心疾患、脳疾患に次ぐ4番目であり、2010年度で約11万9,000人、わかりやすく言うと10万人当たり94人がお亡くなりになっております。特に80歳以上の高齢者で肺炎による死亡率が急激に高いと言われております。本市でも近年の統計から年間約36名から40名ぐらいの方々が肺炎が原因でお亡

くなりになっております。

現在、全自治体の4割が定期接種化として公費助成を行っております。高齢者の皆様には、これまで国のため、地方地域発展のため、懸命に働いてきたことはよく理解しております。せめて老後は健康で楽しい時間を過ごせるよう、行政運営の一環に取り上げてもよいのではないかと思います。

質問として、成人用肺炎球菌ワクチン定期接種化についてはどのようにお考えなのか。

また、それを費用を公費助成としてはどうなのか。

以上の点について市長のお考えを、そのご所見をお伺い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 15番西村 武議員の一般質問、1つ目の「新庁舎建設について」お答えを致します。

一つ目の庁舎完成までの日程・工程全般についてお答え致します。

庁舎建設用地につきましては、5月21日開催の臨時会において土地取得議案を可決いただき、法人2社については潟上市への所有権移転登記を完了しております。

今後の日程としましては、行政報告でも申し上げましたが、基本設計業務の業者選定のための第1回目の新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会を6月7日に開催しており、7月末までには契約者を選定する予定であります。基本設計の期間は、おおむね4カ月を要すると想定しており、11月末の完成を見込んでおります。その後、実施設計に着手し、平成25年度には造成工事並びに建設工事に着手し、平成26年度末の完成を目指しております。

なお、ただいま説明した全体のスケジュールは、大まかではありますが全体のスケジュール表（案）を今会期中に皆様に配付したいと思います。

次に、2点目の基本設計を行う際の方法について、3、設計業者の選定方法について、4、プロポーザルによる場合の構想及び計画の審査については、関連がありますので合わせてお答えを致します。

設計業者の選定方法は、創造性や技術力、問題解決に優れた設計者を選定でき、かつ設計者選定後も設計内容について協議可能な指名型プロポーザル方式で実施します。

その審査方法は、「潟上市新庁舎建設基本構想」並びに「潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル実施要領」に定めております各提案評価事項、一つ目は、市民が交流できるとともに、行政サービスの向上が実現できる庁舎建設及び敷地利用、2点目として、

防災拠点として活用できる庁舎建設及び敷地利用、3点目、ライフサイクルコストの低減、環境負荷の低減に配慮した庁舎建設及び敷地利用、4点目に、潟上市の気候、風土、文化を考慮した庁舎建設及び敷地利用をもとに、潟上市指名審査会で指名した業者から提案書を提出していただき、審査委員会において提案評価基準に基づき評価を行い、設計業者を選定するものであります。

4番藤原幸作議員へ答弁致しましたが、今後、基本設計（案）がまとまる段階前に議会の皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えております。今のところ10月頃を予定しております。

次に、5点目の基本設計と周辺道路計画の関連についてお答え致します。

周辺道路計画については、基本設計、実施設計の段階で検討し、今後、議会の皆様とも協議してまいります。

以上であります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 15番西村 武議員の一般質問の二つ目「地産地消の推進について」お答え致します。

はじめに、「食材の安定供給への対応策は万全なのか」についてお答え致します。

食菜館くららでは、出品した農産物等の売れ行き状況がわかるように、毎日午前11時と午後3時に生産者の携帯電話にメールでお知らせしており、品不足になった場合にはメールのほか、直接生産者に電話をして、再度出荷していただくよう手配しております。また、午後6時と午後7時には生産者にメールで最終報告し、その日の売り上げ個数をお知らせしております。こうした情報提供は、生産者にとって翌日の出荷に対して大変参考になるものとともに、農産物の安定供給につながり、好評を得ております。

一方、くらら出荷組合においては、パイプハウスなどの施設内栽培を奨励し、出荷時期を調整しながら計画的に出荷するよう、安定供給に向けた取り組みをしております。

次に、「生産者との意見交換会等の実施の考えは」についてお答え致します。

くらら出荷組合では、13名の役員による2カ月に一回の定例会を開催しております。会議には役員のほか、指定管理者である天王グリーンランド株式会社や市当局からも出席し、生産者の声やその時々課題等について協議し、より一層の食菜館くららや出荷組合の充実を目指しております。

最後に、「更なる地産地消推進の考えは」についてお答え致します。

西村議員もご承知のように「食菜館くらら」は、農林水産業を軸とした地域産業の振興と地産地消を含めた生産性の向上を目的に設置したものであります。また、「ブルーメッセあきた」にも直売施設があります。こうした施設利用の推進を図りながら、農家の皆さんからは新たな農林水産業のビジネスチャンスを生む拠点施設として大いに活用していただくとともに、複合経営や農業の6次産業化への足がかりにしてほしいと考えております。

市においては、より一層の複合経営の推進や地産地消の充実を図るべく、野菜等の出荷農家へ管理機などの農業機械やパイプハウス等の資材購入に対し補助を行う、農業生産力向上対策を平成22年度より実施しております。これにより、パイプハウス38棟、管理機12台のほか、水耕栽培設備や結束機などの機械が整備されており、複合経営や地産地消の推進に大きく貢献しているものと認識しております。

今後もこうした制度を継続実施し、更なる地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 質問の三つ目「成人用肺炎球菌ワクチン定期接種化について」お答え致します。

平成22年の全国死亡統計で、がん、心疾患、脳血管疾患に次いで肺炎は第4位であり、この結果は10年来変わっておりません。また、潟上市においては3位と4位を行き来するような状況にあります。抗生物質が効きにくくなったことや、高齢者が増えたことなどにその要因があります。

肺炎球菌は健康な人の鼻やのどに常在する細菌で、免疫力や体力が低下しているときには注意が必要であります。高齢者の肺炎球菌による肺炎は、風邪やインフルエンザに罹患した後、二次的にかかりやすく、したがって普段から風邪を予防すること、インフルエンザの予防接種を積極的に接種することで予防対策に効果を発揮します。

市では、風邪の予防、口腔ケアなど高齢者への健康教育を充実し周知啓蒙を図るとともに、65歳以上の定期インフルエンザ予防接種の受診勧奨と接種料金に対する助成を進めております。接種料金は、非課税世帯は全額助成、一般高齢者へは1,000円を助成しております。

質問の肺炎球菌ワクチンの定期接種化については、現在、高齢者の肺炎球菌ワクチン

接種は任意接種でありますので、国の動向等を見据えて対応していくこととなります。

また、公費の助成ということについては今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） まず新庁舎建設につきましては、この1点目ですけれども、これは工期日程等につきましてはまず目標としては26年の末まで完成させたいと、こう強いそういう志を伺いました。そして、この工程表につきましては全員に後で配付をするというようなことをございますので、是非ともそういうふうにしていただきたいと思います。

そこで、設計者の選定方法ですけれども、これは指名によって行うということをございますので、この指名の場合、何社ぐらいを指名するのかですね、そしてこれから審査委員会の方で審査をして行うことですけれども、県内の業者なのか、あるいは県外も含めてなのか、その辺のところもですね、それもひとつお答えいただきたいと思います。

それと、まずここをひとつお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 15番さんの再質問の業者の指名について何社ぐらいかということですが、今、基本設計の1回目始まっていますので、この後、具体的な検討に入りますが、まず要件が備えてなければならないと。その前に県内業者を考えています、県内業者。それで、いろいろ今要件等について、何十億もかかる物件でございますので、その要件等々もこれから定めて、それに合致した設計者を指名して提案書をいただくという格好になると思います。まだ今のところ何社と決まっていません。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） これ一つやってから。

○議長（千田正英） 一つ一つですな。

○15番（西村 武） 4つ目ですけれども、この例えばですね、プロポーザルによる…。

○議長（千田正英） 4番ですね。

○15番（西村 武） ええ、そう四つ目のですね、構想及び計画、そういうものの審査については、例えば市長の行政報告にもありましたように秋田大学から3名とか、あるいは県職員1名、市が2名になるのかな、そういうふうになりますけれども、この庁舎建設というのはまず一世一代の事業なので、こういう審査する方々の経験あるいは実績

等につきましてはどういう方々なのか。もしお答えになれる範囲であればお答えをいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 審査のメンバーは今のところ6人です。それで名前は申し上げませんが、専門分野としては建築計画学、環境心理学、色彩環境学、住宅設計、ユニバーサルデザインの担当者が1人と、これは県立大学です。それから同じく県立大学で、建築環境学、寒地の建築の環境設計の担当者と。それからもう一人は県庁ですが、地震防災の専門家ということで、それから、これは秋田大学です、地震防災は、秋田大学。それから県庁からは、公共施設の建築設計工事監理の監督者と、専門家ということで、あとは2名は副市長と総務部長です。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 基本設計と道路周辺計画ですけれども、これは基本設計と関連して行くと、こういう検討をするというようなことなので、是非ともひとつ利便性のいいようにひとつやっていただきたいと思います。

いずれにしても庁舎につきましては、まず速やかに取り組んでいただきたいと、こういうことを提言をしておきたいと思います。

次に、食菜館くらのらについて再度質問させていただきますけれども、1番目の食材の安定供給への対応と、こういうことで質問させていただきましたけれども、私どもも商工会で1回、道の駅、ここを研修したこともございます。天王、この食菜館くらはすけれども、これも当初売り上げ計画は約2億円というようなことでスタートされましたので、それにほぼ近い、1億9,800万円、大変よく頑張っているものではないかなと思います。

そういう中で、道の駅十文字では、先ほども申されましたように品不足になりますと生産者に対しまして積極的にそれを連絡して、また再度入れてもらうというようなことと、あるいは地域のお金のかからないイベントを絶えず行って集客をしていると、こういうことを話されて聞いてきたこともございますので、今この部長の話を聞きますと、食菜館くらのらの方にも農家の生産者の方々に対しまして積極的に前もって連絡してそれに対応していると、こういうことでございます。

ただ、ここで学校給食にもそれを利用されているものかどうか、その辺のところをひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 3の質問になりますね、地産地消。

○15番（西村 武） そうです。

○議長（千田正英） 1ですね、食材の安定供給ということで。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） お答えを致します。

今現在、学校給食までの食材まではいっていないということで、今まず来ている方々に安定供給していくというのが今のところ精いっぱい状況でございます。今後はできるだけ出荷組合とも協議をしながら、安定的な食材の確保ができるようになってくれば学校給食への方もということも考えられますけれども、今現在はそれは実施していないということでございますので宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 是非とも頑張っってひとつ、売り上げの向上のためにもやっていただきたいと思ひます。

そこで、二つ目の生産者との意見交換というようなことでございますけれども、これは13名の役員の方々が2カ月に一回ぐらひはそういうことを行っているというようなことなので、是非ともそれを続けて安定供給に向けて努力をしていただきたいと思ひます。

それから、三つ目のさらなる地産地消のことにつきましては、いろいろ農家の皆さんとタイアップしながら行っていくようなお話でございますので、ただね、ある市ではその地産地消のためにそういう推進する加盟店ですか、そういうものを立ち上げて地元のそういう物品、あるいは食材ですか、そういうものを積極的に取り入れて販売しているという、そのために大変活気づいてるというような情報もござひますので、参考にしていただきたいと思ひます。

最後に、市長の報告にもありましたように、これは例えはですね、食菜館くらは初年度という状況下でその運営面や出荷体制で課題も散見されたと言われておりますので、そのことについてもし感じるところがあつて改善していかなければならないというところがありましたら、もしあれであつたらお答えいただきたいと思ひます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 15番の西村議員にお答え申し上げます。

課題も散見されたというのは、1年、年間を通して菓物の出荷がうまくいかなかったと、手探りの状態であつたと。その手探りの状態を次の年、すなわち今年度どういふうな対応をしていくのかというふうなことの課題を解決するべく組合員はじめ皆さんで

頑張ってもらっているということで、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 以上をもちまして2点目の質問を終わりますけれども、次に3点目ですね、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化についてですけれども、ただいま鈴木部長からいろいろご答弁がありました。これまず専門家の話によりますと、まず非常にそういう死亡率が高いというようなことから、まずこの定期接種化にしますと一人でも多くの方々がその接種を受けるというようなことで、一日も早くそういう例えば接種化にした方がいいのではないかという意見も多々あります。その点についてもう一度お答えをいただきたいと。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 15番西村議員にお答えします。

定期接種化というふうなことについては国の動向というふうになるわけですが、公費助成という関係で今県内町村では去年まで3町村、今年二つ加わりまして5町村が公費で負担して、全額ということではなくて、いわゆるかかる経費の何割かというふうな助成の仕方をしてしています。そういう意味では、その部分も含めて検討していきたいということです。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 鈴木部長の方から2点目のご答弁もいただきましたけれども、これはまず今ね、全国の自治体の方に拡大しておりまして、まず全国の自治体の約4割ぐらいが今公費負担で行っているというデータも出ておりますので、是非とも検討していただきたいというようなことで私の質問を終わらせていただきます。今日はありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

3番児玉春雄議員の発言を許します。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） 皆さんおはようございます。それでは、私から質問させていただきます。

まずもって6月定例会において一般質問の機会を得ましたことに対し、感謝を申し上げます。また、質問の際、お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、どうかそのときはご容赦くださるようお願いいたします。

私は1点に絞り質問を申し上げます。簡単明瞭なる答弁をお願い致します。

す。

それでは、排水機場の設置について。

潟上市総合発展計画に掲げる安全・安心のまちづくりの観点から、集中豪雨及び大雨時における排水対策について質問を致します。

昨今の社会現象は、地震災害をはじめ予報を上回る暴風、豪雨、大雨などにより容赦なく市民の安全・安心な生活が遮断され、そこに住む住民に大きな不安を与えている現状にあります。

その最たるものとして、天王本郷地区における東湖町内会の排水対策は、まさに喫緊の課題であります。船越水道に面した当町内会は、大雨の都度に浸水し、また、道路も冠水のため通行不能に陥るなど、地域住民の暮らしは容易ならざる事態となることがこれまでも幾度となくありました。その都度、市当局や地元消防団が迅速に対応し、排水対策を行って来ておりますが、船越水道側の水位が高い場合には逆流した雨水によって、さらには床下浸水の被害も出ている状況でございます。住民の不安は大きく、交通や地域の生活基盤にも大きな支障を来しております。

このような状況を鑑み、恒常的な安全対策として排水機場の設置が肝要であるとの認識を強くしているものであります。市長の所見をお伺い致します。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 3番児玉春雄議員の一般質問「排水機場の設置について」お答えを致します。

児玉議員ご指摘のように、天王本郷地区の東湖町では今年4月の爆弾低気圧の影響により高潮が発生し、宅地・道路など予想もしていなかった浸水被害を受けました。浸水した原因は船越水道へ排水される排水口から海水が逆流したもので、幸いにも、地元消防団などの協力により人的被害はありませんでしたが、異常気象が続く昨今の状況下では排水対策の充実を図ることは重要であり、それが市民の安全・安心な生活につながるものと認識をしております。

このような状況を踏まえ、市では海水の逆流防止対策として自動止水ゲートなどの整備を検討しております。現在3カ所あるゲートのうち2カ所が船越水道に排水されており、この2カ所に自動止水ゲートを整備するためには約2,200万円程度の事業費がかかります。市民の安全・安心を考えれば実施しなければならないと思っております。しか

し、抜本的な解決を図るためには、さらに5,000万円以上かけて排水ポンプを取り付けて強制排水する必要があることから、事業の実施にあたっては多額な経費が必要なことから補助事業の該当などないか現在調査中でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 3番さんに私もお答え致します。

答弁は部長が答弁したとおりでございますが、本郷地区においてこの浸水というものについては、3番さんご承知のように西荒町から下町にかけて、あそこは解消しました。残るのはここだけです。3番さんは簡単明瞭に答えてというんですが、今、部長が答えたとおり、もう止水ポンプを自動的にやるのも2,000万以上かかる。ポンプで排水して5,000万かかるということですので、生命と財産にかかわることですからすぐというのが一番いいんですが、今言うように財源等々についてももう少し調べる、とりあえずはまず、とりあえずはおかしい、第一義的には今部長が答弁したとおりやる。排水ポンプについては、この後、財源等を篤と県・国の方へ、多分だめだと思いうんですけれども、まず探します。

○議長（千田正英） 3番、再質問ありますか。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） どうもご答弁ありがとうございました。何はともあれ、やはり人間は命が最高に大切なものでございます。これ以上の大切なものはございません。こう思っております。そういうことから、今ずっと我々に訴えてきているのは、雨少し強く降れば晩げ心配で寝てられねえと、何とかそれだけまず解消してもらえねえかと、こういう訴えが非常にございます。そういうことからして、ポンプそのものをやればもう5,000万以上かかるということで、それは二の矢にしても、2,000万のその排水の方は是が非でも、台風シーズン到来前までにでかしていただきたいと、こういう強い信念で今一度ご答弁をお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

スケジュール、あるいは日程、議会等の日程等々を考慮して、今すぐここですぐやるとは言えません。気持ちとしてはすぐやるという感じでございます。

○議長（千田正英） 3番。

○3番（児玉春雄） そうすれば一日も早くやっていただきたいと思っております。何と

か東湖町の皆さん、天王本郷の皆さんをゆっくり一晩でも早く休ませていただきますよう心より大いにご期待致しまして終わります。

○議長（千田正英） これをもって3番児玉春雄議員の質問を終わります。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。私の質問はあらかじめ提出してありますので、そのとおりであります。

今般の市長の行政報告書により報告されております、基本設計業者選定のための新庁舎設計業務プロポーザル審査委員会について、関連するであろうそれぞれの事項について質問を致します。

市当局が予定する新庁舎建設スケジュールについて、何ら確認をすることもなく、聞くこともなく質問致しますので、もしその方針と質問に大きな乖離、あるいは思い違い等がありましたらご理解を得たいと存じます。

まず、先の定例会において基本設計委託料1,935万3,000円と報償費67万円の予算が議決されております。今回はその予算を具体的に執行することと思いますが、それで間違いありませんか。

新庁舎の建設にあたり、基本設計を先行し、ここで基本設計という言葉が当局から出されておりますけれども、本来から言うと基本設計の前に基本計画があるべきと思うわけでありまして、あえて基本設計と言わさせていただきますけれども、先行実施し、計画全体を見通しして様々な課題についてあらかじめ検討されて進めるということは当然のことです。このことに関しては再三申し上げてきたところであります。

こうしたことから、基本設計の応募に期待する応募作品、あるいは設計思想の優劣を精断する機関が新庁舎設計業務プロポーザル審査委員会であると思えます。

それは、建築物の設計を通して建物用途に応じ、機能性の確保、利便性の高い強固にして町並みの景観にマッチした、より専門性の高い技術と設計思想が融合一体化されたものが求められるところでありまして。そのことが今後の本市の拠点施設として、まちづくりの核として、また、まちづくりのシンボルとして位置づけされるものであらうと理解をしております。

ただいま申し上げましたようにプロポーザル方式を採用することについては、一般競争契約を等しい公募によるものと思って質問事項をまとめておりますが、先般来聞いておりますと指名型プロポーザルということでもありますので、質問の内容とは微妙な食い

違いがあるかもしれませんが、質問に入らせていただきます。

今回の新庁舎設計業務プロポーザル方式により潟上市新庁舎建設基本計画の策定にあたり、参加希望各社に対し、新庁舎建設予定地と設計の基本事項として市当局が提示した内容について説明を願いたいと思います。

このことについては、もう先刻承知だと思えますけれども、設計業務プロポーザルの実施要領の中でいろいろと内容が明示されておると思えますので、その内容について説明をしていただきたいということでもあります。

まず1点は、開発行為と新庁舎予定地の土地利用計画についてであります。

新庁舎の建設にあたっては、当該予定地は市街化調整区域でありますので、都市計画法第29条あるいは第34条による開発行為の許可が必要となります。開発行為によって当該敷地の土地利用計画と造成後の土地の計画高のあり方、また、当初から主張しておりました必要な敷地面積約1万5,000㎡ということと、先般来、一団の土地の土地取得面積約2万6,860㎡となったが、この点はどのように利用計画を定めるのか。このことは基本設計の重要なポイントであると思うが、どのような見解であるか説明願いたいと思います。

次に、新庁舎建設予定地にかかわる交通アクセス及び周辺道路の整備、上下水道計画のあり方についての方針はどうであるのか。特に昭和飯田川地区からのアクセスのあり方をどのように考えて設計に反映させるのか、その辺のいわゆる基本事項としての提示、当然あると思えますので、その点をお願い致したいと思えます。

それから、当該地区の将来の土地利用計画のあり方、用途地域のあり方に対する将来構想についてはでありますけれども、この点につきましては先般来いろいろお話をできておりますけれども、34条の11号によるいわゆる許可でやっていくということでもありますけれども、これは建物が建ちますと自然にやはりいろいろな建物が立地するという条件はつくっておくべきではないのかなというふうなことからして、将来構想はどのようにお持ちでしょうかというふうなことでもあります。

それから、大きい二つ目ですが、基本設計業務とプロポーザルについてであります。新庁舎建設基本設計業務プロポーザル実施要領を制定したものだと思えますが、その内容について先ほど申し上げましたけれども、その内容についてお知らせいただきたいと存じます。

したがって、それに基づきまして設計業務プロポーザルへの参加資格、参加資格につ

いてはどのような決め方をしておりますでしょうか。

それから、設計業務の…。

○議長（千田正英） 19番佐々木嘉一議員、1番の④を飛びましたけれども、これは必要ないでしょうか。

○19番（佐々木嘉一） いやいや、戻ります、ちょっと飛ばしましたので。ちょっとすみませんでした。

④番ですが、新庁舎建設に伴う全体事業費と財源計画、あるいは建設年次計画についてどのようになりますか、それについてもお知らせ願いたいと思います。

それから、大きく2の基本設計業務とプロポーザルについてであります。新庁舎建設設計業務プロポーザルと実施要綱を制定したものと思いますが、その内容についてお知らせいただきたいと思います。

一つは、設計業務プロポーザルへの参加資格をどのように設定したものでしょうか。

二つ目ですが、設計業務の基本計画にかかわる設計条件は何かというふうなことであります。

これにつきましては、先般、ある種の新聞によりますと、基本構想そのものを設計条件にして発注するというふうなことでありますけれども、その場合は構造はSRC、庁舎の面積は7,000㎡ちょっと、それから3階建て、それに駐車場等々というのが条件であったようですが、私はそういうふうなことではなくて、やはり地域全体のその用地を取り囲むいろんな諸条件をやはり出すべきではないのかなというふうに私は思いますが、その点はどのようにやったのかお知らせ願います。

それから、ここに応募された設計業者は何社かとなっておりますが、先ほど来の説明にありますように指名プロポーザルでありますので当然何社かの指名があったと思いますが、6月7日に審査委員会を開いて、その後で6月12日付で某新聞には県内設計業者を指名通知したというふうな報道も出されておりますので、先ほど来お話がありますけれどもその内容についてひとつお知らせ願いたいと思います。

それから、問題は次の応募の公告となっておりますが、これはやはり指名でありますので、その指名業者に当然いろいろなプロポーザルの条件、あるいは設計の基本事項等々についてのお話があったと思いますが、それらの内容と審査から終了までの時間的ないわゆるスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

それから、六つ目として、実施設計にかかわる金額の提示は求めているものでしょう

か。

プロポーザルでありますので提案制度ですからいろいろその設計仕様なり、あるいは考え方、意匠、あるいは防災、あるいはエネルギー、そういうふうなものに対するひとつの提案はあると思いますが、実施設計につなげるというふうなこともあろうかと思いますが、その点、その金額も提示するものか、提示を求めているものかどうか、その点であります。

それから、設計業務プロポーザル審査委員会についてであります。学識経験者として地元大学から、先ほどもお話ありましたけれども地元大学から3人、県職員1人、市職員2人の合わせて6人としたこと、理由はどういう理由で6人になったのか。市長は就任以来、市民目線、現場主義、あるいは市民による市民のための市民による行政、そういうふうなことでやっておりますけれども、ちょっとこの場合はやはり市民参加が、市民のいわゆる参加がないということはちょっと残念だなと思っております。そういうことで6人としたその理由は何なのか、ひとつ説明願いたいと思っております。

それから、委員それぞれの専門分野と経歴も支障がなかったらひとつお知らせ願いたいと思っております。

そして、審査委員の委嘱はいつやりましたでしょうか。

以上です。

それから、大きく二つ目ですが、昨日もお話あったところでございますけれども、潟上市現庁舎等利活用に関する報告書について。

新庁舎の建設計画の具体化に伴い、現庁舎の取り扱い及び利活用も重要であります。建設計画と一体的に方向性を確認しなければなりません。

利活用検討委員会では、長期にわたり、回数を重ね検討されたようでありますが、その意義は大きいものと思っております。

また、市長においては総合的に判断する貴重な提案と受け止め、活用する旨を報告されております。報告書の内容を参考にして判断されるということのようではありますが、公共財産の取得、処分にかかわること、あるいは用途変更という大きな課題でもありますので、報告書を踏まえてご所見をお伺い致します。

この報告書については、先日、私どもも配付をいただいて内容については見ておりますけれども、ここで市長のご所見を賜りたいと思っております。

以上、まず壇上からの質問はこれで終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木嘉一議員の一般質問、一つ目の「基本設計業者選定のため「新庁舎設計業務プロポーザル審査委員会」等について」お答え申し上げます。

ご質問の中で新庁舎建設予定地としてご質問されておりますが、先の5月21日開催の議会臨時会において新庁舎建設用地として議決されておりますので、新庁舎建設用地と読み替えてご説明申し上げますので宜しくお願い致します。

（1）の新庁舎建設用地と設計の基本事項についての①敷地の高さについては、周辺道路の高さに加え、敷地の雨水排水、庁舎の汚水排水を原則自然流下（自然排水）で検討し、側溝や管の延長、勾配等の計画が決まり次第、敷地の高さ（盛り土高さ）が決定されることとなります。

また、敷地利用計画については、基本構想は東日本大震災以前の平成21年3月に策定されたものであり、新庁舎建設にあたっては、耐震構造や津波、液状化対策など防災拠点としての敷地の整備と自然エネルギーの活用も考慮する必要がありますので、これらについて効果的な敷地利用ができるよう基本設計を進めたいと考えております。

次に、②新庁舎建設用地にかかわる交通アクセス及び周辺道路の整備、上下水道計画のあり方についてお答え致します。

新庁舎建設用地にかかわる交通アクセス及び周辺道路の整備については、新庁舎建設用地への交通アクセスについて、昭和、飯田川地区からは国道101号を利用させていただくことが最も安全・安心な方法と捉えておりますし、101号からアクセスして建設用地に接続する道路については、計画的に整備してまいりたいと考えております。

次に、上水道についてであります。新庁舎建設用地は給水区域内であり、敷地西側の市道追分下出戸線と北側鶴沼台5号線に100ミリメートルの本管が布設されております。

下水道につきましては、敷地北側の市道鶴沼台5号線に下水道本管が布設されております。

建設用地は市街化調整区域で、現在、認可区域外であります。秋田県と協議し、当面、区域外流入とし、変更認可時に認可区域に編入する予定としております。

次に、③の当該地区の将来の土地利用計画のあり方、用途区域のあり方に対する将来構想についてお答え致します。

新庁舎建設用地は、現在、市街化調整区域となっておりますが、建設用地東側の土地利用については都市計画法第34条第11号の適用により開発許可を受けることで、住宅、店舗、事務所、公共施設などが建設可能となっております。

一方、市道を挟んで北側は都市計画区域外となっており、土地利用の規制を受けない区域であります。将来的には地権者の理解を得ながら地区計画制度を導入するなど、良好な環境形成を目的とした適正な土地利用を図っていきたいと考えております。

次に、④新庁舎建設に伴う全体事業費と財源計画、建設年次計画についてお答え致します。

全体事業費と財源計画については、新たに予算化が必要となる実施設計業務の基礎となります。基本設計がまとまり次第、全体事業の財源計画も含めて具体化されてまいりますので、この内容がより具体となった段階でご説明してまいります。

全体のスケジュール案については、西村議員の一般質問にもお答えしておりますが、建設にかかわる細かな年次計画としては、平成26年度末の完成を見据えた概略行程を基本設計の中で作成してまいります。

次に、二つ目の基本設計業務とプロポーザルについてお答え致します。

今回のプロポーザル方式は指名型であり、公募型ではございません。また、コンペ方式と異なり、プロポーザル方式は具体的な実施方針、設計体制や実績の照会などに関する提案書類による審査が中心となっております。これを踏まえてお答え申し上げます。

①の設計業務プロポーザルへの参加資格ということですが、指名型として、先ほど市長が申し上げましたとおり秋田県内の業者を考えております。

次に、②の設計業務の基本計画にかかわる設計条件については、プロポーザルでは基本構想をもとに造成費用を含まない工事費が28億円程度、庁舎の延床面積は7,500㎡程度、21台分の車庫、370台分の駐車場の整備について提案を求めたいと考えております。

次に、③の応募された設計業者は何社かについてであります。潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会、そのものが指名業者名を伏せて審査を行うものであり、先ほど市長が申し上げたとおり、指名業者数についても委員にはお知らせしていませんのでありますことをご理解いただきたいと思います。

次に、応募作品に対する設計委託料の算定についてであります。応募作品のあるコンペ方式ではなくプロポーザル方式のため、委託料ではなく提案業者に対する報償費として1社当たり3万円としております。

次に、⑤応募の公告から審査終了までのスケジュールは、発注方法と解釈しお答え致します。

発注は指名型プロポーザル方式により実施致します。

第1回潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会を6月7日に開催し、手続き方法や評価基準を決定しております。この後、潟上市指名審査会により選定した業者から提案書を提出いただくことになります。7月の中旬に第2回潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会を予定しております、これにおいて審査評価し、業者を決定致します。7月下旬までには業務委託契約を締結致したいと考えております。

次に、⑥の実施設計にかかわる金額の提示については、金額の提示を求めておりません。

次に、(3)の設計業務プロポーザル審査委員会についてお答え致します。

この内容については先ほど市長も申し上げましたが、新庁舎建設にあたっては、自然エネルギー等の導入や防災拠点としての活用を目指しておりますので、それぞれの専門分野の大学職員と、建築、特にユニバーサルデザインを専門の大学職員、公共建築物の設計に経験豊富な県職員及び市の方針を審査に反映できる市職員2名を選定しております。

審査委員の委嘱については、6月7日の第1回潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会において委嘱致しております。

次に、ご質問の二つ目「潟上市現庁舎等利活用に関する報告書」についてお答え申し上げます。

はじめに、報告書の内容について明らかにすべきとのことではありますが、先ほどご質問の中にもありましたが、6月12日付で市議会（議長）あてに市長名で「潟上市現庁舎等利活用検討委員会」からの提出文を添えて「報告書」並びに「別冊参考資料」を送付しており、同日、第2回議会定例会の初日に皆様に全内容をご提示されているとおります。

また、「報告書」を踏まえての所見についてではありますが、行政報告でも申し上げましたが、新庁舎建設後の現庁舎等の利活用について総合的に判断するための貴重な提案として活用していく考えではありますが、このたび、委員会から報告を受けた利活用案は複数による内容であり、市と致しましても現庁舎の利活用実施、着手の時期については新庁舎建設以降となることから、本庁方式における職員配置の状況や現庁舎にかかわ

る維持管理費等の負担軽減の観点からも、今後十分な協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千田正英） 19番再質問ありますか。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 先ほど冒頭申し上げましたけれども、いずれ基本設計に入る前に基本計画というものが当然きちんとやはり確認され、それらをいろいろ検討して基本設計に反映するというのが、こういうふうな事業を進める場合、基本でないのかなと思っております。基本構想で定めた、ただいま説明ありましたことについては承知しておりますけれども、それだけではわからないのではないのかなと。ですから概略、そうしたことで、やはり将来あの土地が、この辺がどうなるのかなと、あるいはあの辺にふさわしい建物というのはどうなるのかなと、そのための条件というのはどうなのかということで、やはりそれぞれ参加する業者は考えてふさわしいものを提案するというのではないだろうかなと思います。

特に、第1点の開発行為の敷地の土地利用計画ということなんですが、先ほど申し上げましたけれども、あの土地は開発許可が必要であります。したがって、いわゆる建物を建てる目的で土地の区画係数変更をやる場合は開発行為というようなことありますので、あの周辺道路をつくるのか、あるいはどういうふうな、今先ほどお話がありましたけれども、そういうふうな周辺の状況をきちんと出していわゆる設計のプロポーザルをするというふうなこと。ですから、例えばその今、造成計画については開発行為に必ず造成計画、平面図、土地利用計画図というものがついていきますので、やはり土地開発行為そのものが先行されていくというふうなことではないかと思っておりますので、それらの条件が設計の一つの基本になっていくというふうなことで、いずれ基本構想で考えていることについては、このことは再三申し上げておりますので、これは十分承知しておりますけれども、今度具体的にプロポーザルで提案を受けてそれを審査していくとなれば、いわゆるそういうふうな具体的なものの一つ的设计条件と応募した作品がどうなのかというようなことで、いろいろこう検討するだろうと思っておりますが、その点、その敷地については土地利用計画もさることながら開発行為はいつ行うものでしょうかお願いします。○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え致します。

開発行為の時期ということでご質問ですが、このたび基本設計が終わり次第、

次に予算を伴う実施設計が始まります。その基本設計で全体構想等がまとまった後の実施設計で開発行為の手続きを進めたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） その点はちょっと逆でないのかなと私は思うんです。建物を、全然あのおりの原野そのものところへプロポーザルでこういう建物を建てるというふうなことじゃなくて、やはり敷地をきちんと整備して、庁舎を建てる目的で整備をして条件を整えてプロポーザルをするということではないでしょうか。その点は審査委員の方々についてそれまで要求するという事は私はおかしいと思いますが、それはやはり行政でちゃんとやはりその前にやっておかなければならない問題だと思います。その点はいかがですか。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え致します。

先に開発行為をとってから実施設計に入るのではないかというお話ですけれども、基本設計でプロポーザル方式を導入したのは、議員の皆様からの意見も導入できるというそういう設計を組むためのプロポーザル方式をとったものでありまして、それがまとまった段階で実施設計に入ります。実施設計の段階でどういう建物が具体的に計画できるか、そういう内容がまとまってないと開発行為はできないはずで、基本設計だけでは開発行為はできず、実施設計レベルで開発行為をして造成工事等に進むように理解しております。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） いずれ土地を造成する場合は、調整区域の場合は前もって開発行為を必要とするというふうなことが基本であります、庁舎の設計を、上物を早くつくって、それを後で周辺の道路でも、あるいは上下水道でも、あるいは接道の利用計画にやるということじゃなくて、これは図面上でもできるわけけれども、やはりそうしたものが前提となって、開発許可の前の言ってみれば設計条件ではないのかなと。それをやはりきちんと出していわゆるプロポーザルをしていただくというふうなことで、工事を早くやれとかでなくて、そうすれば開発行為の土地利用計画、あるいは周辺道路はどうなるのかと、きちんとやはり計画を立てた上で、それが一つの大きな設計条件とな

りますので、そういうふうな図面を出してやると。その図面そのものが後で開発行為を起こす場合の言ってみれば重要な条件になるわけですがけれども、そうしたものも提示しないと、いわゆるプロポーザルの方でも、周辺の道路何メートルだ、どうなるのだと、その辺がやはりわからないのではないのかなと。だから私はそういうことが設計条件ではないのかなと私は思います。いかがですか。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え致します。

前もって開発行為をして、それから基本設計のプロポーザルをして実施設計というそういうお話かと思えますけれども、それは逆かと思えます。開発行為をするというのは造成工事をするというその後段、造成工事の後に建物工事と本体工事等があるかと思えますけれども、造成工事をするためにどういう建物計画があるとかそういう申請をするべき内容であります。基本設計はあくまでも実施設計に入るための前段の全体構想とか基本的な計画内容であります。基本的なその具体的な設計内容も決まらないで実施設計等の内容等を開発行為等には出せないと思えますので、今進めようとしている順番で間違いないと思えます。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） そのことについてはそれぞれの見解の相違ということで、私はやはり図面上でもいいからやはり造成計画、平面図というものがやはり当然あるべきだと、そういうふうに思います。

それから、関連して、今まで敷地面積は1万5,000平米、いわゆる建物面積が7,500というふうなことで、これは基本構想以来ずっとやってきたわけですが、ちょっと今回予定地として買い上げたところは2万6,000平米ぐらいあるわけですが、2万5,000から2万6,000、この辺の土地利用についてはどのように検討されていますか。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え申し上げます。

はじめに面積の確認をしたいと思えます。新庁舎建設基本構想の敷地面積の場所が決まらない状況での必要面積としてうたわれていたものは、1万5,785㎡であります。それで、このたびの敷地面積については、3月定例会の一般質問の内容や総務文教常任委員会での質疑の席上お話ししていたのは、約2万6,300㎡とお話ししていましたが、具体的に

は端数切り捨てで、建設用地面積は今まで約2万6,300㎡とお答えしておりますが、全体の面積としては端数切り捨てで2万6,380㎡でありますので宜しくお願い致します。

それから、この敷地の土地利用について質問が一番最初にありましたことから、先ほど敷地の土地利用計画については一番最初にご答弁申し上げた内容のとおりでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） このことについては、いずれ全県的に各業界では非常に注目されている物件なのかなと私は思います。いずれ県内でも市役所建設いろいろありますけれども、いずれ潟上市の場合は新庁舎を本庁方式で建てるということについては非常に関心が高いのではないのかなというふうなことでありまして、そしてやはりいい提案をしてもらうとなると、きちんとした設計条件をきちんと出すというふうなことが、その計画条件というのはやはり審査委員会でもなければいわゆる公募する業者でもなければ、やはり市当局の一つの提案、案でなければならないと思いますので、この点についてはひとつ十分きちんとやはり検討して進めていただきたいというふうに思います。

それから、設計、いわゆる指名型のプロポーザルということで、先ほどいろいろ業者の名前がいろいろと困るということで公表しないというふうなことでございましたけれども、いずれこれは何社指名しておりますか。

○議長（千田正英） ②の質問はもうよろしいですか、（2）の。

○19番（佐々木嘉一） はい、いいです。

○議長（千田正英） （2）の①。今ですね、19番さんの質問は（2）の①の方に入っておりますけれども、それでよろしいですか。確認しておきます。

○19番（佐々木嘉一） はい。大変失礼しました。いずれ2、3、4については、あと先ほどの説明をしたことについて、説明により了解致しました。

それから、一応飛んでですね、いわゆる設計、プロポーザルというふうなことなんです、この業者は何社指名したでしょうか。

○議長（千田正英） （2）の③でよろしいですか。

19番、ただいまの質問は、（2）の3番に行ってます。すると、1、2はよろしいということですね。

○19番（佐々木嘉一） はい。

○議長（千田正英） ③について業者は何社かということ。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたので繰り返し申し上げます。応募された設計業者は何社かに
ついてありますが、潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会そのものが指
名業者名を伏せて審査を行うものであります。先ほど市長も申し上げましたが、指名業
者数については委員にもお知らせしていないものでありますことをご理解ください。

以上であります。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） そうすればそれはいいとして、指名条件といいますか、指名業
者をどのような条件で指名されたでしょうか。

○議長（千田正英） 先ほど、もう1番はよろしいということで3番に今入っております
けれども。参加資格。幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え申し上げます。

参加資格ということではありますが、何回もお話しているように指名型プロポーザルと
いうことで指名します。それで、今のところ秋田県内の業者を考えているという状況で
あります。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） その場合、参加、県内業者わかりますけれども、いわゆる業者
のやはり条件といいますか、いろいろな業者の実績なり、いろいろなその、県では営繕
工事の場合の業者の設定する場合の評価方式があるわけだけれども、潟上市の場合はい
わゆる業者そのものの内容について、参加する業者の内容についてこういう条件を具備
したものだというふうなことがありましたら、それを聞いておきます。

○議長（千田正英） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木利美） 19番にお答え致します。

設計の条件としましては、秋田市に本社を有し、本市に入札参加資格を出している方、
それから、秋田県の平成23・24年度建設コンサルタント業務等入札参加資格名簿の中に
建築関係で一般、構造、設備すべてにおいて丸、丸というか二重丸である業者というこ
とです。それから、建築法で言う一級建築士事務所の登録を行っていること、それと一
級建築士を2名以上有し、かつ技術者を5名以上有することという条件をつけてやる予

定となっております。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 指名参加につきましては、ご承知のとおり2月末まで経営事項審査申請書は出されまして、その後、市の方で審査をして格付をするというふうな、そういうふうな順序で行われると思えますけれども、それは今、課長が申されましたことは市のいわゆる、いろいろな分野あるけれども、指名業者の要綱にそういうふうに定まっておるものですか。いわゆる指名入札制度要綱にそのように定まっておりますか。

○議長（千田正英） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木利美） 19番さんにお答え致します。

これに関しては市では要綱はございません。これに関しては秋田市とか湯沢市でやっていますので、それらを参考にしてこちらで独自に決定しております。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） いずれ非常に関心が高いというようなことで、いずれ進めるについてもやはりきちんと検討して、やはりいささかも間違いのないようにひとつ進めていただきたいというふうなことであります。

それから、次の④のいわゆる、④じゃなくて、もうちょっとその前に。そうすれば今、お互い指名業者何社かおるでしょうけれども、いわゆる参加業者に対して設計条件だとかそういうものについては説明会はやりましたか。

○議長（千田正英） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木利美） 19番さんにお答え致します。

多分、現場説明という観点だと思いますけれども、それは行っておりません。あくまでもプロポーザル選定委員会が実施要綱を作成しましたので、それを送付して業者にやる予定です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 先ほどプロポーザルから実施設計までの一連のスケジュールについては後でお渡ししていただけるというふうなことでありましたけれども、非常に最初のプロポーザル、7月末までというふうなことについては期間が少し短いのではないかというふうな、そういうふうなお話もあるわけですが、その点は十分心得て応募してくると思います。そういうふうなことでありますが、次にいわゆる応募作品、応募作品

に対する設計委託料はどのように算定するのかということで、先ほど多分報償費67万は1社当たり3万ということでありましてけれども、委託料は、このことについては基本設計が、このプロポーザルが決まりますとその業者と相対で委託料の交渉をするということですか、それとも同時に、私がこの設計をやりますとこれくらいやると、28億円という何か全体の事業費も提示してあるようでございますので、その点はいかがでしょう。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 1,900万円の委託料の関係の、プロポーザルではなくてプロポーザルの後の基本設計委託料のことかと思いますが、その予算的には設計、算定基準がございまして、市の指定基準に基づいて算定したものであります。それで、その後で予算の、予算内で随意契約で契約する形となります。

以上ですね。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番のご質問にお答え申し上げます。

プロポーザル審査の中には、この業務の内訳について、その業務費についてどの程度、どのぐらいの金額でこの業務についてあたるかというような項目もございまして。それについては特に大きく評価するわけではありませんけれども、それらを参考にして相手方と業務委託契約を締結するというような考えになります。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 実は秋田建設工業新聞の中で、新庁舎建設室では基本設計については11月30日までを移行期限としており、実施設計の事業費については基本設計の進捗を見ながら補正で対応も視野にとというようなこと、これはマスコミのことですからそれはあれなんですけれども、いずれあくまでも予算の範囲内でそうすればやりたいというふうなことでよろしいですか。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番にお答え申し上げます。

実施設計の段階で全体の事業費が出るわけではございませんけれども、現段階ではそういう全体の事業費は当然わからないわけでございます。ですから今は、現在はその基本設計の予算の範囲内で相手方の方と締結するというような形になります。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 次に進みます。設計プロポーザル審査委員会のことなのですが、先ほど説明をいただいておりますけれども、6人としたことについてはどのような理由なのか、その点説明があった、聞き漏らしたかわかりませんが、もう一回お願いします。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え申し上げます。

審査委員の人数関係であります。自然エネルギー等の導入や防災拠点としての活用を目指しております。それぞれの専門分野の大学職員、それから建築、特にユニバーサルデザインを専門の大学職員、それから公共建物の設計に経験豊富な県職員及び市の方針を審査に反映できる市職員、合わせて6名ということをお願いしております。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 当局の考え方についてはわかりましたけれども、もちろん専門委員は防災、構造、意匠、エネルギー等々についての専門家であると思いますが、いずれ先ほど申し上げましたように市長の政治姿勢からいいますと市民代表はいらぬのかなというふうなことで、いずれこのような庁舎を建てることについてはやはり市民サイドのやはり委員も必要なのかなということで質問しているわけですが、市の職員というのはむしろ事務方でありますので、まずそういうふうな、基本構想のときはかなりの人数でいろいろ検討しておりますので、そういうふうな発想でやはりやるべきではないのかなと私はそんな感じでありますので質問しましたけれども、6人についての理由については専門家集団でやるんだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 専門家集団というお言葉ありましたが、それぞれの分野に長けている方4人に市の職員2名、市の職員はその市の方針、あるいは審査に反映できる内容を持っているということで2名が加わっているものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） これは繰り返しになりますけれども、やはり私は基本設計、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、これは一つの公共事業のあるべき、いろんな事業をやる場合のパターンではないのかなと思っております。その点について、基本計

画をいずれ立てないですぐこういうふうにするということは、非常に歯の抜けたようなことでなかなか理解しにくいというふうなことがあります。ですから私、そういうようなことで質問するのであって、いずれ基本計画の中でいろんな出された問題は基本設計に反映していくと、あるいは実施設計、あるいは財源計画に反映していくというふうなことになるかと思いますが、いずれ大変重要なプロジェクトでありますので、その辺の進め方については万遺漏なきようにひとつ進めていただきたいということで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

お諮りしますが、昼食時間に入りますけれども継続。

（「続けて」の声あり）

○議長（千田正英） はい。2番大谷貞廣議員の発言を許します。

○2番（大谷貞廣） 改めて皆さんおはようございます。通告に従いまして2項目3点の質問をさせていただきます。

まず、再生可能エネルギーについて

国は原発事故によりエネルギー政策の転換を促しております。秋田県でも、市町村の地域活性化を支援する未来づくり協働プログラムの対象事業を再生可能エネルギーの普及など5分野とする方針を明らかにしました。本市の公共施設は化石燃料が主であります。しかし、原油価格が生産国の戦略と投機に左右され、現状100ドル、今朝ほどは、余談ですけれども北海原油が120、それから産油国何だかいろいろ、それはイラン問題が左右されております。100ドル前後を継続するも、今後の見通しは高値安定と予想されております。今こそ環境にやさしい自然エネルギー、無尽蔵にある地中熱の利用を協働プログラム対象事業として導入されるのかお伺いします。

それで、ブルームッセへの導入。

ブルームッセ全体の、ここでちょっと、これミスというんですか、ここを訂正していただきます。冷房には電気温水器、暖房には都市ガスを熱源として利用しております。地中熱という自然エネルギーを利用した環境にやさしいシステムを導入されないのか。既に県内で冷暖房の熱源に地中熱を利用し、効果を上げてあるところもあります。見解を伺います。

次に、鞍掛沼公園の振興。

昨年、食菜館くらら、フットボールセンターがオープンしました。既存の施設への相乗効果の向上は、計り知れないものと考えられます。私は、勝手なんですけれども角度を変えて、鞍掛沼公園全体を観光・スポーツゾーンの位置づけとして2点を伺います。

1点なんですけれども、フットボールセンターの補修。

フットボールセンターはサブグラウンドがなく、公式大会開催は可能とは言えない状況にあります。見解を伺います。

二つ目として、ドッグランの施工。

近年、ペット同伴が叫ばれておりますが、マナーの悪さが目に余るものがあります。市民のペットマナーやモラルの改善にもつながると考えられます。

以上、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 2番大谷貞廣議員の一般質問の一つ目「再生可能エネルギーについて」お答え致します。

秋田県市町村未来づくり協働プログラムの対象事業として、新エネルギーとして地中熱の利用が導入できないかのご質問であります。この協働プログラムのプロジェクトの対象分野は、雇用の確保や地域経済の活性化、県民生活の向上のための超高齢社会に対応した仕組みづくりなどの課題解決に資するため、特色ある観光振興をはじめ地域産業の振興、新エネルギーの普及など5項目が設定されております。

県の協働プログラムは、単に交付金による支援だけでは県と市町村の協働による取り組みとはならないものであり、市町村からの提案をベースとして、企画段階から県の提案や助言を組み入れ、実施段階においては県事業等と市町村事業を組み合わせるなど、協働による相乗効果を狙うというものであります。そのため、ハード事業のみならず、協働事業として生かされるソフト事業も重要視されており、ハード整備や物品購入した場合は、それを活用した持続可能な地域づくりや重点的取り組みとした戦略的なソフト事業が求められております。

ご提案では、地中熱を利用したハウス温水の余熱を利用した、花きや野菜の育苗による地産地消事業に結びつける方策と捉え、県所有の施設である「花き種苗センター」と、隣接する市の所有施設を有効活用するためと思います。

ブルーメッセへの導入につきましては、建設時に地域資源を活用するとの経緯から暖房は都市ガスを使用することとし、現在に至っているものでございます。また、指定管

理者である昭和総合開発株式会社が県から指定管理を受けている温室については、花の植栽のみで施設の空調管理は県が直接行っている状況となっております。

地中熱を利用し、環境にやさしいシステムを導入するという提案内容は、よい方向性と考えられますし、また、近年脚光を浴びている再生可能エネルギーでもあります。

市と致しましては、県と市の現有施設の有効活用を核とした方策として、地域特産物の一大産地化を図り新たな地域産業とすることで、雇用の創出、地域活性化を目指す方策や沿線の食と農業、観光の振興等による観光客の増大と雇用創出を図り、地域のにぎわいを創出するなどをテーマとした事業が可能かどうか、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 質問の二つ目、鞍掛沼公園の振興についての1点目、フットボールセンターの補修についてお答え致します。

鞍掛沼公園のフットボールセンターについては、昨年のオープン以来、市内外のスポーツ少年団をはじめ、県サッカー協会や高等学校などから広く利用されております。年間2万9,205人の利用者を数え、前年比約11倍の利用率となっております。

また、利用日数で年間稼働率を割り出すと約78%で、降雪期、冬期間ですが、降雪期を除く稼働率は93%と、大変好評を博した大人気の施設となっております。

利用形態別では、100人以上の各種大会は年間22件が開催され、残りの244件は交流大会や練習に使用されております。

今後、全県規模のスポーツ大会や公式戦を招致するとなれば、観客席の増設や駐車場の増設、サブグラウンドの設置も考えなければなりません。公園敷地内で用地を確保することは大変困難であり、新たな用地を求めなければなりません。

なお、交流試合や練習試合に使用しているという方向から、市内の利用団体からもこのサブグラウンドの設置については特段のご要望が寄せられておりません。現状での改修は考えておりませんので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 質問の二つ目、鞍掛沼公園の振興についての2点目のドッグランの施工についてお答え致します

鞍掛沼公園は総合公園として都市計画に位置づけられ、小さなお子様からお年寄りま

で様々な年代層の大勢の方々が訪れ、散策やレクリエーション、そしてスポーツ等々で楽しんでおられます。

ご質問のドッグランの整備については、大谷議員ご提案のとおり施設に対するニーズがあることは十分承知をしております。しかしながら、現在の公園は誰でも自由に園内を利用できるように整備されており、ご提案のような特化した目的のための施設を新たに設けることは難しい状況でございます。

今後、ドッグランについてはその施設のあるべき位置やどのような整備計画がよいのか等々を様々な課題について勉強させていただきたく、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 2点目のフットボールの改修について、ただいま教育長が答弁致しましたが、誤解のないように言いますが、市内の利用団体からもサブグラウンドの設置については特段要望等が寄せられませんからやりませんじゃなくて、市全体として今のところそういう必要はないということですので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（千田正英） 2番、再質問ありますか。2番大谷貞廣議員。

○2番（大谷貞廣） まず1番の方なんですけれども、この件については理解しました。けれども、私、地中熱を利用し効果を上げてあるところもありますよと、これは先ほどからちょっと余談になりますけれども、新エネルギー云々と、そういうお話が前回、昨日もお話が出てきました、庁舎関係で。それでちょっと触れませんでしたけれども、環境省の補助金で1億のところ5,000万でやってるよと、それで効果上げてるよと、そういうことをここに出しておるわけです。別に金額を表したわけではないんです。そういうところもありますよということをうたっている。わかっていただければいいなと思っておるわけでございます。

それで、当市の総合発展計画の中にも環境への負荷の少ない新エネルギーの転換をうたっておりますし、推進すると。これは既にニューディールというものを使ってやっていることも私わかっております。けれども、いずれ事業が後に控えておりますので、これであえて、多分そのブルーメッセの方は研究課題になると思っておりますけれども、こういう後段のことがあるからちょっとここに載せたわけでございますので、そこら辺をもう少し検討というんですか、これからの課題にさせていただきたいなと思っております。

す。これは、この件については終わります。

次の…。

- 議長（千田正英） 一つ一つ。
- 2番（大谷貞廣） いいです。この件については結構でございます。
- 議長（千田正英） いいですか。
- 2番（大谷貞廣） はい。

次に、フットボールセンター、これは私言うのも、日本語、英語がちょっとわからないんで、私、辞書をひきました。センターということ、どういうことかな。中心なんですものね。あるいは中心的な機能ですよ。フットボール、サッカーの中心的な競技をやりますよと、こういうことになるわけでございます。そうすれば、サッカーは今の状態で言えばサブグラウンドはなくともできるかもしれません。だけれども、1、2ともに私は鞍掛沼公園の振興と。なしてか。やはり東北でも珍しい地理的条件にあると思います。ということは、せっかくあそここのところに観光というものをやってるはずなんです。そのためには、やはりもう少し人間の流れをよくしなければいけないなど、そういうことでこの1、2を入れたわけなんです。余談でございますけれども、昨日の昼間、まま食いにいったっけ、あるご婦人の団体と、非常におもしろいお話がありました。そういうこともありますので、これは秋田県の人ではありません。そういう方々がおりますので、そうすればあそこに8人だかお客さん、じゃんこ落としていった。そういうことになりますので、そうすれば潟上へ大企業がないんで、こういうところにもう少し集客を、ギャラリーを集めてものを進めようかなと、こういうことになるんでないかと思って、この鞍掛沼の振興ということをうたっておりますので、以上でございます。ありがとうございました。答弁はいりません。

- 議長（千田正英） これをもって2番大谷貞廣議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

お諮りします。常任委員会審査等のため6月18日から21日までの4日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 異議なしと認め、6月18日から21日までの4日間、休会とすることに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、6月22日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。
大変お疲れさまでした。

午前11時40分 散会